

上場会社に対する自主規制の概要について

1. 実効性を確保するための措置の概要

適時開示等規則では、その実効性を確保するため、適時開示等規則の違反行為などに対して、特設注意市場銘柄の指定や、改善報告書・改善状況報告書の提出、開示注意銘柄の指定、公表措置などの措置を講ずることができることを定めています。

〔実効性を確保するための措置〕

- ・ 特設注意市場銘柄への指定
- ・ 改善報告書
- ・ 開示注意銘柄への指定
- ・ 公表措置

(1) 特設注意市場銘柄

名証は、以下に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することとしています。

- ・ 上場会社が以下に掲げる上場廃止基準の各号に該当するおそれがあると名証が認めた後、当該各号に該当しないと名証が認めた場合

株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2 支配株主との取引の健全性の毀損
 株券上場廃止基準第2条第1項第11号 虚偽記載又は不適正意見等
 株券上場廃止基準第2条第1項第12号 上場契約違反等
 株券上場廃止基準第2条第1項第19号 反社会的勢力の関与
 株券上場廃止基準第2条第1項第20号 公益又は投資者保護

- ・ 上場会社が適時開示・企業行動規範に係る改善報告書を提出した場合において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと名証が認めたとき

特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した「内部管理体制等確認書」を提出することが義務づけられます。この「内部管理体制等確認書」は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2第1号に規定する「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に準じて作成することが義務づけられています。

名証は、上場会社より提出された内部管理体制等確認書の内容等に基づき審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行うこととしています。ただし、上場会社が内部管理体制等確認書の提出を速やかに行わない場合や、提出された内部管理体制等確認書の内容が明らかに不十分であると名証が認める場合は、内部管理体制等に問題があるものとして取り扱います。

なお、特設注意市場銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社に対し、名証が必要と認めて内部管理体制等に関し照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務づけられています。

【適時開示等規則第47条関係】

特設注意市場銘柄の指定は、以下の事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

- 上場廃止基準に該当するおそのの場合
- ・ 上場廃止基準に該当するおそれがあると認められた事象の内容、経緯、原因及びその情状

- 改善報告書を提出した場合
- ・ 改善報告書の提出を求めた事象の内容、経緯、原因及びその情状
- ・ 改善報告書に記載された改善措置の実施状況及び運用状況

特設注意市場銘柄の指定の解除に係る内部管理体制等に問題があるかどうかの認定は、以下の事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

- ・ 内部監査又は監査役による監査など、業務執行に対する監査の体制の状況及び当該監査の実施の状況
- ・ 経営管理組織又は社内諸規則の整備などの内部管理体制の状況
- ・ 経営に重大な影響を与える事実等の会社情報の管理状況及び当該会社情報に係る適時開示体制の状況
- ・ 企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定の遵守を確保するための体制の状況
- ・ 有価証券報告書の作成その他会計に関する社内組織の整備及び運用の状況
- ・ 法令等の遵守状況
- ・ 特設注意市場銘柄の指定後における上場管理に係る規定の遵守状況

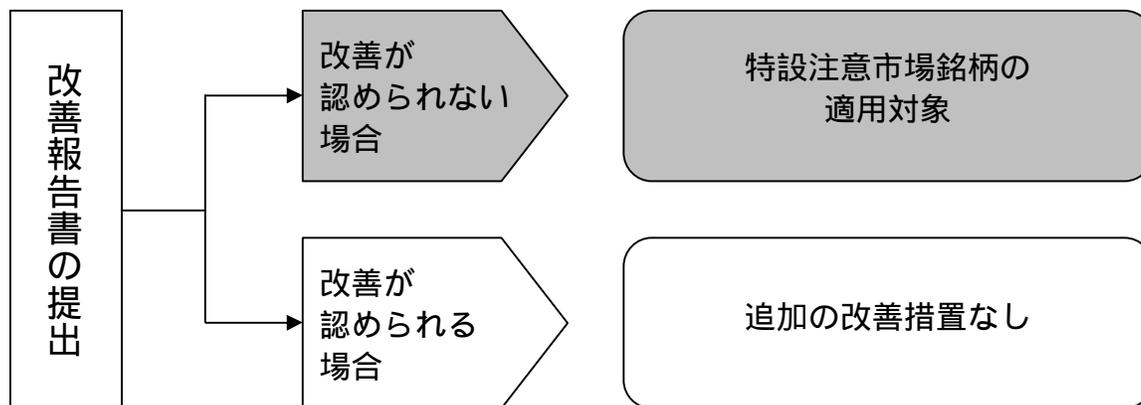
なお、以下のいずれかに該当する場合は、上場契約について重大な違反を行ったものとして、上場が廃止されることとなります。

- ・ 特設注意市場銘柄に指定されている上場会社が、当該指定から3年を経過した場合で、かつ、当該内部管理体制等に引き続き問題があると名証が認めるとき
- ・ 名証が、内部管理体制等確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認める場合

【株券上場廃止基準第2条第1項第12号、同取扱い1(11)c、d】

(2) 改善報告書・改善状況報告書

【改善報告書・特設注意市場銘柄の適用関係（イメージ）】



改善報告書制度は、特設注意市場銘柄に至らない段階の措置

適時開示・企業行動規範に係る改善報告書

名証は、以下に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認められるときには、上場会社に対して、その経過及び改善措置を記載した報告書（以下「改善報告書」という。）の提出を求めることとしており、その場合、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務づけられています。

- ・ 上場会社が適時開示に係る規定に違反したと名証が認める場合
- ・ 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと名証が認める場合

また、名証は、提出された改善報告書の内容が不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることとしており、その場合にも、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務づけられています。

なお、名証は、提出された改善報告書を公衆の縦覧に供するほか、名証ホームページなどを通じて広く提供することとしています。

【適時開示等規則第48条関係】

改善報告書の徴求の要否の判断は、以下の事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

適時開示に係る規定違反の場合

- ・ 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
- ・ 適時開示等が適正に行われなかった経緯、原因及びその情状
- ・ 過去における適時開示に係る規定の遵守状況等

例えば、以下のいずれかに該当する場合には、改善報告書徴求の判断要素として勘案し、原則として改善報告書を徴求することとなります。

- ・ 過去2年間に、不適正な情報開示（開示遅延、開示内容の不備等）が認められ、改善報告書を徴求するに至らないが、改善の必要性はあると名証が認め、その経緯及び改善策を記載した書面（以下「経緯書」という。）を提出した上場会社が、同程度以上の規則違反を犯した場合
- ・ 過去5年間に、改善報告書を提出した上場会社が、再度の規則違反を犯した場合

また、例えば、以下のいずれかに該当する場合、その他の事情として改善報告書徴求の判断要素として勘案し、原則として改善報告書を徴求することとなります。

- （a）開示注意銘柄の指定を受け、相当の期間内（1週間程度）にて適正な適時開示を行わなかった場合
- （b）経緯書を徴求したにもかかわらず、同書面が速やかに提出されない場合（2週間程度）又は経緯書の記載内容が明らかに不十分な場合

企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定違反の場合

- ・ 企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反した経緯、原因及びその情状
- ・ 過去における企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定の遵守状況等

なお、以下のいずれかに該当する場合は、上場契約について重大な違反を行ったものとして、上場が廃止されることとなります。

- ・ 上場会社が改善報告書の提出の求めに応じない場合
- ・ 上場会社に対して改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと名証が認めた場合

【株券上場廃止基準第2条第1項第12号、同取扱い1（11）a、b】

適時開示・企業行動規範に係る改善状況報告書

上場会社が、改善報告書を提出した場合は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書を提出することが義務づけられています。

また、提出された改善状況報告書は公衆の縦覧に供するほか、名証ホームページなどを通じて広く提供することとしています。

改善状況報告書の提出にあたっては、改善措置の実施状況及び運用状況の確認のため、必要な資料の徴求や閲覧、照会、面談などを実施し、当該改善状況報告書の記載内容が明らかに不十分であると名証が認める場合には、改善報告書の提出を求めるとしています。

また、上記の提出に加えて、改善報告書の提出から5年が経過するまでの間に名証が必要と認める場合は、必要の都度、改善措置の実施状況及び運用状況に関して改善状況報告書を提出することが義務づけられています。

なお、改善報告書を提出した上場会社に対し、名証が必要と認めて改善措置の実施状

況及び運用状況の照会を行った場合は、直ちに照会事項について正確に報告することが義務づけられています。

【適時開示等規則第49条関係】

書類の提出等に係る改善報告書

名証は、上場会社が適時開示等規則に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができることとしており、その場合、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務づけられています。

また、名証は、提出された改善報告書の内容が不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることとしており、その場合にも、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務づけられています。

【適時開示等規則第50条関係】

第三者割当等に関する確約に係る改善報告書

名証は、上場会社が、適時開示等規則第21条の規定に基づく第三者割当等により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等に係る確約に関し、募集株式の譲渡の報告及びその確約等を適正に行わなかった場合には、上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができることとしています。

また、提出された改善報告書は、名証が必要かつ適当であると認めるときは公衆の縦覧に供することとしています。

【適時開示等規則第51条関係】

(3) 開示注意銘柄

名証は、上場会社が、適時開示等規則に基づく会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合において、当該事実が開示されていないことを周知させる必要があると認められるときには、当該開示が行われるまでの間、開示注意銘柄に指定して、開示すべき事項が開示されていない旨を名証が公表することとしています。

【適時開示等規則第52条、同取扱い22】

開示注意銘柄への指定は、以下のa.又はb.に該当する場合に行うこととしています。

- a. 適時開示が求められる会社情報(下記(a)~(c))が発生している場合で、かつ、名証の開示の求めに対して、原則として上場会社が当日中に応じないと認められるとき。
 - (a) 上場会社の情報(決定事実、発生事実、決算情報、業績予想の修正等)の発生
 - (b) 子会社の情報(決定事実、発生事実、業績予想の修正等)の発生
 - (c) 非上場の親会社等の情報(決定事実、発生事実、決算情報)の発生
- b. 会社情報に関する名証からの照会に係る事実について名証が開示を求めた場合や、開

示内容について変更・訂正が必要となった場合で、かつ、下記（a）又は（b）に該当するにもかかわらず、その旨の開示を直ちに行わない状況にあると認められるとき。

- （a）企業の存続性や上場の維持に係る報道又は噂が流布されている場合等で、投資者の投資判断に重大な影響を与えることが明らかである場合
- （b）上場有価証券において大幅な価格変動（制限値幅に対して50%程度又は基準値段に対して10%程度の変動（*））が生じている場合で、当該価格変動と関連性の高い情報が流布されている場合

（*）運用にあたっては、全般的市況、銘柄の特性等を考慮して対処します。

（4）公表措置

名証は、以下に掲げる場合であって、必要と認めるときは、その違反行為について公表措置を請うることができることとしています。

- ・ 上場会社が適時開示に係る規定に違反したと名証が認める場合
- ・ 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと名証が認める場合
- ・ 上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合

【適時開示等規則第53条関係】

公表措置の要否の判断は、次に掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

適時開示に係る規定違反の場合

- ・ 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
- ・ 上場会社が適時開示等規則第2章の規定に違反した経緯、原因及びその情状
- ・ 当該違反に対して名証が行う処分その他の措置の実施状況

企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定違反の場合

< 第三者割当に係る遵守事項 >

- ・ 適時開示等規則第34条各号に規定する手続の実施状況及び当該手続の内容

< 株式分割等 >

- ・ 株式分割等の比率、株式分割等実施後の投資単位その他の株式分割等の態様等

< M S C B等の発行に係る遵守事項 >

- ・ M S C B等の行使条件、発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の規模、月間の行使数量に関し講じられる措置の内容

< 買収防衛策の導入に係る遵守事項 >

- ・ 買収防衛策の内容、その開示状況

< M B O等の開示に係る遵守事項 >

- ・ 適時開示等規則第38条に規定する公開買付けに関して行う意見の公表又は株主に対する表示についての開示における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の開示状況

< 内部者取引の禁止 >

- ・ 適時開示等規則第 39 条の規定の違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備状況
< 反社会的勢力の排除 >
- ・ 適時開示等規則第 40 条の規定の違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに反社会的勢力による関与を防止するための社内体制の整備状況
< 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止 >
- ・ 流通市場の機能又は株主の権利の毀損の状況

2 . 上場廃止

株券上場廃止基準では、上場株券の絶対流通量が不足し公正な価格形成が困難になったときや上場会社がいわゆる倒産の状態となったとき、上場契約の重大な違反を行ったときなどは、当該株券は、上場廃止基準に該当することとなり、上場が廃止されることとなります。名証では、上場株券が上場廃止基準に該当するおそれがある場合には、当該株券を監理銘柄に指定し、その事実を周知することとしています。また、上場廃止が決定された場合には、当該株券を整理銘柄に指定し、一定期間（原則として 1 か月間）整理売買を行うこととしています。

上場廃止基準（市場第一部・第二部。号数は株券上場廃止基準第2条第1項の号数を指す。）

第1号	株主数 150人未満（猶予期間1年）	
第2号	流通株式	流通株式数 1,000単位未満（猶予期間1年）
		流通株式比率 5%未満（所定の書面を提出する場合を除く）（猶予期間なし）
第3号	売買高 最近1年間の月平均売買高が3単位未満	
第4号	上場時価総額 5億円未満である場合において、9か月（所定の書面を3か月以内に提出しない場合は3か月）以内に5億円以上とならないとき又は上場株式数に2を乗じて得た数値未満である場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき	
第5号	債務超過（2年間）	
第6号	銀行取引の停止	
第7号	破産手続、再生手続又は更生手続又はこれに準ずる状態	
第8号	事業活動の停止又はこれに準ずる状態	
第9号	不適当な合併等	
第9号の2	支配株主との取引の健全性の毀損	
第10号	有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延	
第11号	虚偽記載又は不適正意見等	
第12号	上場契約の重大な違反、宣誓事項の重大な違反	
第13号	株式事務代行機関への不委託	
第14号	株式の譲渡制限	
第15号	完全子会社化	
第16号	指定振替機関における取扱い非対象	
第17号	株主の権利の不当な制限	
第18号	株式の全部取得	
第19号	反社会的勢力の関与	
第20号	その他（公益又は投資者保護）	

3. 公認会計士等に事情説明を求める場合の協力義務

名証では、上場廃止に係る事項（例えば、虚偽記載）について必要と認められた場合には、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。）に対して、事情説明等を求める場合があります。このような場合においては、当該上場会社は公認会計士等が名証に対し事情説明がしやすいよう協力することが義務づけられています。

【株券上場廃止基準第3条の4第1項】

なお、上記事情説明等を公認会計士等に求める場合には、当該上場会社は、当該公認会計士等が事情説明等に応じることに同意する旨を記載した書面を速やかに名証に提出することが義務づけられています。

【株券上場廃止基準第3条の4第2項】

上場会社が上記同意書の提出を拒んだり、遅延させた場合には株券上場廃止基準第2条第1項第12号（上場契約違反等）に該当するおそれがありますので、十分に注意してください。

4. 有価証券の売買等の審査

名証では、上場に関わる自主規制業務のほかにも、その開設する金融商品市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査に係る自主規制業務として、インサイダー取引をはじめとする法令諸規則に違反する取引行為に係る売買審査を行っています。

（1）会社情報の公表に至る経緯に関する報告義務

名証では、有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認める場合には、上場会社に対し、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行います。

上場会社は、名証が、有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含め、上場株券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合については、照会事項について正確に報告することが義務づけられています。

【適時開示等規則第15条第4項】

（2）上場会社に対する注意喚起

名証は、有価証券の売買等の審査の結果、上場会社の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認めるときや、会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制（*）が十分でないとして認められた場合において必要があると認めるときは、当該上場会社に通告し、注意喚起等を行います。

（*）適時開示等規則第45条に定める「役員、代理人、使用人その他の従業者による金融商品取引法第166条及び同法第167条の遵守を確保するために必要な情報管理体制」を含みます。

【有価証券の売買等の審査に関する規則第7条】

以上